

石川県公報

令和5年7月18日

第13626号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

○県道の供用の開始

(道路整備課) 1

公告

○石川県告示第274号の公布公告

(水産課) 1

○公共測量終了公告

(監理課) 1

告示

石川県告示第277号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和5年7月18日から同年8月1日まで縦覧に供する。

令和5年7月18日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
芝原石引町線	金沢市小立野二丁目702番1地先から 金沢市小立野二丁目933番5地先まで	令和5年7月20日	県央土木 総合事務所 維持管理課

公告

石川県告示第274号の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和5年7月18日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第274号

石川県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年石川県規則第44号）第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月7日

石川県知事 馳 浩

石川県資源管理方針（令和2年石川県告示第396号）別紙1-4に規定する石川県漁船漁業管理区分におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が当該石川県漁船漁業管理区分に係る漁獲可能量を超えているため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年7月18日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量、水 準 測 量)	令和4年9月20日から 令和5年4月26日まで	鳳珠郡能登町字矢波地内
公 共 測 量 (基 準 点 測 量、水 準 測 量、路 線 測 量)	令和4年9月16日から 令和5年6月27日まで	輪島市門前町中田地内